

平成25年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月高浜市議会定例会は、平成25年6月10日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 農業委員会委員の推薦について
- 日程第4 議案第32号 高浜市税条例の一部改正について
議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第6 報告第3号 専決処分報告について
報告第4号 権利放棄の報告について
報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第6号 平成24年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第7号 平成24年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 2番 | 黒川美克 | 3番 | 柳沢英希 |
| 4番 | 浅岡保夫 | 5番 | 柴田耕一 |
| 6番 | 幸前信雄 | 7番 | 杉浦辰夫 |
| 8番 | 杉浦敏和 | 9番 | 北川広人 |
| 10番 | 鈴木勝彦 | 11番 | 鷺見宗重 |
| 12番 | 内藤とし子 | 13番 | 磯貝正隆 |
| 14番 | 内藤皓嗣 | 15番 | 小嶋克文 |
| 16番 | 小野田由紀子 | | |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	杉 浦 幸 七
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー	山 本 時 雄
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
情報グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳

学校経営グループ主幹 神谷 理

監査委員事務局長 神谷 義直

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 森野 隆

主 査 杉浦 俊彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成25年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、議案6件及び報告5件の計11件でございます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時01分開議

○議長（内藤皓嗣） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、15番、小嶋克文議員、16番小野田由紀子議員を指名いたします。

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成25年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月18日及び6月3日に議会運営委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より6月27日までの18日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、議案第32号から議案第37号の上程、説明並びに報告第3号から報告第7号までについて報告を受けます。

6月12日及び13日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月17日に、議案第32号から議案第37号について総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第32号から議案第35号、議案第37号並びに陳情第1号を付託し、福祉文教委員会については、議案第36号、議案第37号並びに陳情第2号を付託し、審査を願うとともに、各常任委員会において、閉会中の継続調査申出事件について審査願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、

御承知おきをいただきますようお願いいたします。

最終日の6月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

また、農業委員会委員の推薦につきましては、本日、議長より農業委員会委員を指名することに決定いたしました。

この6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室に保管しておりますので、随時ごらんをお願いしたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第3 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉浦辰夫議員の退席を求めます。

〔7番 杉浦辰夫 除斥〕

○議長（内藤皓嗣） お諮りいたします。

議会推薦による黒川美克委員が、平成25年7月19日をもって辞任されることになりましたので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による農業委員会委員の推薦については、議長より指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

農業委員会委員の推薦については、杉浦辰夫議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

杉浦辰夫議員の入場を求めます。

〔7番 杉浦辰夫 除斥解除〕

○議長（内藤皓嗣） 日程第4 議案第32号から議案第36号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第32号から議案第35号の4議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります議案第32号、33号、34号の3議案につきましては、第183回通常国会において成立し、平成25年3月30日に公布、4月1日に施行されました地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、初めに、議案第32号 高浜市税条例の一部改正について順次御説明申し上げます。

まず、寄附金税額控除、いわゆるふるさと寄附金を定める第33条の7第2項及び寄附金税額控除における特例控除額の特例を定める附則第7条の4の改正につきましては、東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興財源を確保するため、平成25年度から平成49年度までの間、所得税を課税標準とし、2.1%の復興特別所得税が課されることとなりました。

このため、現行の所得税及び個人住民税に加え、復興特別所得税額からも控除できるよう見直しをするとされたものであります。

施行は平成26年1月1日からとなります。

次に、延滞金の割合等の特例を定める附則第3条の2及び納期限の延長に係る延滞金の特例を定める附則第4条の改正につきましては、納税環境の整備に関する改正で、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金等の利率を引き下げるものであります。

延滞金の利率は、本則割合が納期限の翌日から1カ月は年7.3%、1カ月経過後は年14.6%と定められております。市中金利が低金利で推移していることから、平成11年度から、最初の1カ月に係る割合については、特例基準割合が年7.3%に満たない場合はその特例基準割合とする特例措置を講じておりました。特例基準割合とは、前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率プラス4%で、平成22年1月1日から4.3%で変動がなく、納期から1カ月以内の延滞金利率は

4.3%としております。

今回の改正により、特例基準割合を短期貸出約手平均金利にプラス1%と改正をすることとなりました。その結果、現在の貸出平均金利を前提とすると、納期限の翌日から1カ月の利率は年4.3%から年3.0%、2カ月目からの利率は年14.6%から年9.3%に引き下げるものであります。

また、還付加算金及び法人市民税に係る納期の延長の場合の延滞金の年7.3%の割合は、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とすることから、現行の4.3%から2%引き下げるものであります。

施行は平成26年1月1日となります。

次に、附則第7条の3の2は、市民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正であります。

今回の改正は、個人住民税における住宅ローン控除の期間の延長、拡充をするもので、一時の税負担の増加の影響を平準化する観点から、控除期間を平成26年1月から平成29年末まで4年間延長し、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円に拡充するとともに、一般住宅の場合、最大控除可能額を現行の200万円から400万円に引き上げるものであります。

なお、平成26年1月から3月末までの居住に関しては、従来どおり、所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円とするもので、施行は27年1月1日からとなります。

次に、復興支援のための税制措置関係分といたしまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の延長の規定を定める附則第22条の2の改正につきましては、まず第1項では、東日本大震災により滅失し、所得割の納税義務者の居住用とすることができなくなった家屋の敷地である土地または当該土地に係る権利を譲渡した場合における課税特例措置について、必要な読みかえ規定を定めることとしております。

第2項では、東日本大震災により居住用の家屋が滅失し、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人についても、第1項の規定を適用する旨の改正内容であります。

いずれも施行は平成26年1月1日となります。

次に、議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する本条例について、条文の整備を行うものであります。

なお、本条例の施行につきましては、附則において公布の日からとし、改正後の高浜市都市計画税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしております。

次に、議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案の改正の概要であります。1つ目は、保険税の軽減制度に係る特例として、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者、これを特定同一世帯所属者と申しますが、5年間、この者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている現行の措置に

ついて、世帯の状況が変わらないにもかかわらず負担増になりかねないということから、旧国保被保険者がいなくなるまで、期限を区切らない恒久措置とするものであります。

2つ目は、世帯別平均割に係る配慮といたしまして、2人世帯で1人が後期高齢者医療に移行し、もう1人が国保に残った世帯の世帯別平等割について、最初の5年間、2分の1を軽減する現行措置に加え、その後の3年間、特例継続世帯として4分の1を軽減することにより、急激な負担増の緩和を行うものであります。

改正の具体的な内容でございますが、まず第5条の2におきまして、特定同一世帯所属者の現行5年間の規定を削除し、また特定世帯について5年間とし、その後の3年間を特定継続世帯と新たに規定しております。そして、医療分の世帯別平等割額の特定継続世帯について、4分の1を軽減し、1万7,100円とする規定を新たに追加しております。

第7条の3におきましては、後期高齢者支援金の世帯別平等割額の特定継続世帯について、4分の1を軽減し、4,950円とする規定を新たに追加しております。

第23条関係では、特定継続世帯に係る7割、5割、2割軽減世帯の医療分、後期高齢者支援金分のそれぞれの軽減額を新たに規定しております。具体的には、7割軽減の医療分を1万1,970円、後期高齢者支援金分を3,465円、5割軽減の医療分を8,550円、後期高齢者支援金分を2,475円、2割軽減の医療分を3,420円、後期高齢者支援金分を990円、それぞれ軽減することといたしております。

また、附則第15項の改正につきましては、地方税法の一部改正による引用条項の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

次に、附則の関係でございますが、新条例の施行期日を公布の日からとし、改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

次に、議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中間所得階層の公共賃貸住宅の提供を目的に、民間から高浜市が借り上げました6つの借上公共賃貸住宅のうち、平成4年度に建設の高浜市神明町二丁目16番地3、センチュリー21について、契約期間満了に伴い、廃止するものであります。

改正の具体的な内容でございます。

高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の別表で定めるセンチュリー21の欄を削るものであります。

なお、残りの5つの物件につきましては、契約期間満了時に必要な手続を経て順次改正をしていく予定でございますので、よろしく申し上げます。

以上、4議案につきまして原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、職員に支給されております地域手当の支給率について、近隣自治体の支給実態などを踏まえ、本年7月以降の支給分から、現行の100分の6.5から100分の6に改定させていただくものであります。

何とぞ原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 日程第5 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,664万3,000円を追加し、補正後の予算総額を129億9,664万3,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

債務負担行為の補正は、新たに高浜市土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款2項2目民生費国庫補助金の補正は、福祉総合システム電算管理事業に係る生活保護システムのソフトウェア修正業務委託に対するセーフティネット支援対策等事業費補助金として341万2,000円を計上いたすものであります。

14款2項5目商工費県補助金は、起業支援型地域雇用創造事業委託に対する愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金として217万3,000円を計上いたすものであります。

14款3項6目教育費委託金は、児童生徒健全育成事業に対する「夢をはぐくむ あいち・モノづくり体験事業委託金」として6万円を計上いたすものであります。

16款1項3目民生費寄附金は、八幡町・新田町町内会長、長谷部克文様より、地域福祉基金指定寄附金として3万円をいただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源として、財政調整基金繰入金967万

8,000円を増額いたすものであります。

19款4項4目雑入は、清水町町内会が新たに整備されます活動拠点施設に対する財団法人自治総合センターコミュニティ助成金として1,130万円を計上いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

2款1項3目市民活動支援費の補正は、市民活動運営事業において、清水町町内会が実施されますコミュニティ活動を発展させるための活動拠点の整備に対し、コミュニティ助成事業補助金として1,130万円、町内会集会所等建設費補助金として700万円、合わせて1,830万円を計上いたすものであります。

3款1項2目地域福祉推進費は、生活保護法の改正に伴い、生活保護システムのソフトウェア修正業務委託料として341万3,000円を、2項3目家庭支援費では、家庭児童相談事業において、児童虐待防止事業委託料など149万2,000円をそれぞれ計上いたすものであります。

7款1項2目商工業振興費は、愛知県緊急雇用創出事業基金事業として、失業者に対する地域雇用の受け皿の確保及び市内NPO法人の成長を支援するため、起業支援型地域雇用創造事業委託料217万3,000円を計上いたすものであります。

22ページをお願いいたします。

10款1項3目教育指導費の補正は、愛知県の委託を受け、市内の鬼師を講師として高取小学校で実施する校歌陶板づくりに対する体験事業委託料として、6万円を計上いたすものであります。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

何とぞ慎重な御審議の上、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 日程第6 報告第3号から報告第7号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、報告第3号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、予防接種時の事故に関する損害賠償額の決定に係る専決処分の報告で、昨年5月28日に中央保健センターにおいてBCGの予防接種を実施したところ、市内在住の女兒、当時生後4カ月について、接種医の手元が滑り、上腕部に注射針によるすり傷という傷害事故が起き、医療機関による診察、経過観察を実施したところ、11月27日に最終受診となり、治癒をしたということで、損害賠償額38万円で示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により3月18日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に報告を申し上げるもので

ございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、報告第4号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条第1号の規定により、別紙のとおり、私債権135件、502万779円について、平成25年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定により、これを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成24年度不納欠損分として7件、407万3,693円、病院診療費について、平成24年度不納欠損分として29件、47万5,170円、水道使用料について、平成24年度不納欠損分として99件、47万1,916円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号の規定により債権放棄させていただくものでございます。

なお、平成24年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 続きまして、報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御報告を申し上げます。

本件は、本年3月の定例会において御議決をいただきました高浜市一般会計補正予算（第5回）で繰越明許費としてお認めをいただきました事業について、平成25年度に繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告をさせていただくものであります。

内容でございますが、まず8款土木費、2項道路橋りょう費における道路ストック総点検委託事業につきましては、国の緊急経済対策に対する事業であり、年度内の完了が困難であること、また市道港線整備事業につきましては、用地交渉に時間を要し、土地の引き渡しに年度内に完了することが困難となったことから、それぞれ繰り越しをさせていただいたものであります。

次に、5項都市計画費における公園実施設計業務委託事業につきましては、住民参加型ワークショップの開催に際し、必要な委員の選出に時間を要し、スケジュールにおくれが生じたことにより、年度内の完了が困難となったことから、繰り越しをさせていただいたものであります。

最後に、10款教育費、2項小学校費の小学校校舎窓ガラス落下防止事業並びに3項中学校費の中学校校舎窓ガラス落下防止事業につきましては、いずれも国の緊急経済対策に対する事業であり、年度内の完了が困難であることから、繰り越しをさせていただいたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、報告第6号 平成24年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る4月26日に会計監査に付し、5月14日の理事会において認定をいただいているものであります。

初めに、事業の概要について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

平成24年度においては、土地の取得及び処分はございませんでした。

なお、4ページ及び5ページに、事業報告書といたしまして事業別の明細を添付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

次に、決算報告書の収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の1款事業収益の決算額131万8,255円は、保有土地賃貸等収益でございます。

2款事業外収益の決算額1万1,178円は、受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の2款販売費及び一般管理費の決算額58万2,355円は、役員報酬、法人市県民税の均等割及び有償貸付地に係る固定資産税の支払い等が主なものとなっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の1款資本的収入の決算額64万4,640円は、支出の公有地取得事業費に係る借入金でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額64万4,640円は、公有地取得事業費で、支払利息及び所有地の草刈り委託料でございます。

8ページをお願いいたします。

次に、損益計算書でございますが、1の事業収益は、（1）の附帯等事業収益が131万8,255円、事業総利益は同額でございます。

2の販売費及び一般管理費は、（1）の人件費及び（2）の経費の合計で58万2,355円、事業利益は73万5,900円でございます。

3の事業外収益は、（1）の受取利息及び（2）の雑収益の合計で1万1,178円、経常利益は74万7,078円、当期純利益も同じく74万7,078円となっております。

9ページをお願いいたします。

次に、貸借対照表でございますが、まず資産の部では、1の流動資産として、（1）現金及び預金、（2）公有用地、（3）代替地で合わせて3億6,013万797円、2の固定資産として、（1）投資その他の資産で1,000万円、資産合計は3億7,013万797円でございます。

次に、負債の部でございますが、1の固定負債として、(1)の長期借入金が2億7,273万2,929円で、負債合計は同額でございます。

次に、資本の部でございますが、1の資本金として、(1)の基本財産が1,000万円、資本金合計は同額、2の準備金として、(1)の前期繰越準備金及び(2)の当期純利益の合計で8,739万7,868円となっており、資本合計は9,739万7,868円でございます。よって、負債資本合計は3億7,013万797円でございます。

10ページをお願いいたします。

次に、事業原価計算書でございますが、当年度公有地取得原価及び前年度末公有用地原価の合計額の1億3,352万5,097円が、平成24年度末の公有用地原価となっております。

次に、10ページ下段の剰余金計算書及び11ページ上段の剰余金処分計算書でございますが、この計算書は、平成23年度から繰り越された利益剰余金と平成24年度の当期純利益との合計額8,739万7,868円を平成25年度へ繰り越したものでございます。

次に、財産目録でございますが、この目録は、平成25年3月31日現在の公社の財産状況を取りまとめたものでございます。

まず、資産の部では、1の流動資産として、(1)の現金及び預金、(2)の公有用地及び(3)の代替地の合計で3億6,013万797円、2の固定資産として、(1)の投資その他の資産で1,000万円、資産合計は3億7,013万797円でございます。

次に、負債の部でございますが、1の固定負債として、(1)の長期借入金2億7,273万2,929円、負債合計は同額で、9,739万7,868円が差し引き純財産となっております。

12ページをお願いいたします。

次に、キャッシュフロー計算書でございますが、1の事業活動によるキャッシュフローの計といたしましては、10万2,438円でございます。2の投資活動によるキャッシュフローの計はございません。3の財務活動によるキャッシュフローの計といたしましては、64万4,640円でございます。

最後に、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュフローでございますが、現金及び現金同等物が74万7,078円増加いたしまして、現金及び現金同等物期末残高といたしましては、2,459万1,023円でございます。

13ページをお願いいたします。

次に、資本金明細表でございますが、基本財産1,000万円は高浜市から出資されているものでございます。

次に、その下の借入金明細表でございますが、平成25年3月31日現在の借入金は2億7,273万2,929円で、前年度末と比較いたしまして64万4,640円の増となっております。

最後に、14ページをお願いいたします。

この表は、平成25年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、報告第7号 平成24年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成24年度（第19期）決算報告書の1ページ、営業の報告をお願い申し上げます。

初めに、営業の概要でございますが、今期は、高浜市から合わせて39業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから15業務を受託しております。この結果、今期の売上高は前年度より約1.5%減の約5億9,429万円となっております。

次に、今期の従業員の体制でございますが、平成25年3月31日現在で正規社員76人、臨時社員175人、合計251人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が77人、30.7%、女性社員につきましては195人で、全社員の77.7%となっております。

続きまして、2ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の合計額は2億3,584万1,395円で、前期と比較し868万8,828円の増額となっております。

まず、資産の部、流動資産では、現金・預金、商品、未収入金など合わせて2億3,134万553円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして450万842円で、このうち有形固定資産の構築物については、駐車場整備工事によるもの、車両運搬具は、社用車7台と高浜市等に対するリース自動車20台分、また器具備品につきましては、OA機器（パソコン等）と食器洗浄機、業務用プロジェクター等であります。

次に、負債の部でございます。

流動負債は、買掛金から未払消費税まで、合わせて5,120万7,462円であります。

純資産の部では、資本金5,000万円と利益剰余金1億3,463万3,933円で、純資産合計は1億8,463万3,933円となっております。

次に、3ページの損益計算書をお願いいたします。

今期の売上高は5億9,429万6,024円ですが、この内訳につきましては4ページの売上高明細書をお願いいたします。

まず、受託収入は、1の東海会館収入から24の観光サービス事業収入まで、合わせて5億56万20円、事業収入は、物販事業収入9,373万6,004円となっております。

再度、3ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費は5億847万6,177円となっており、この内訳は5ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費でございますが、人件費は、1の給料手当、2の退職給与金、3の法定福利費を合わ

せまして4億1,774万6,781円で、全体の82.2%の割合となっております。

再度、3ページをお願いいたします。

今期の営業利益は1,083万8,724円で、営業外収益、営業外費用等を加除しました税引前当期純利益は1,148万924円、税引後の当期純利益は970万3,018円となっております。

6ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございますが、当期末の株主資本残高は、当期首の株主資本残高1億7,493万915円に当期純利益を加えました1億8,463万3,933円となっております。

最後に、7ページの個別注記表でございますが、決算報告書の会計処理方針等につきまして、個別に注記をお示ししております。

以上が、平成24年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） ただいまの報告第3号から報告第7号までは、報告事項でございますので、御了承願ひます。

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、6月12日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時43分散会
